

貴自治体名 新城市懇談日時 10月 19日(火) 午前 10時 30分～ 11時 30分懇談会場 新城市役所 本庁舎 災害対策本部室2・3 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2021年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(高齢者支援課)電話(0536-23-7688)FAX(0536-23-7699)
メールアドレス(korei@city.shinshiro.lg.jp)

(1) 第8期介護保険事業計画の保険料(第1号被保険者)を決めるに際し、取り崩した前期の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。【広域連合】

2020年度末の準備基金残高 (見込み) (A)	第8期保険料策定にあてて取り崩した準備基金(B)	取り崩し割合<(B)／(A)> (小数点第1位まで)
5,625,780 千円	取崩予定額 3,500,000 千円	62.2%

(2) 介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。【広域連合】

①低所得者への保険料減免制度

1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) 低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

<p>1. 対象者要件</p> <p>所得段階が第3段階で、次の①から⑥のいずれにも該当する方</p> <p>①市町村民税を課税されている方と生計を同じくしていないまたはその方から生活援助を受けていないこと。</p> <p>②課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。</p> <p>③自らの居住の用に供する土地、家屋以外の土地または家屋を所有していないこと。</p> <p>④介護保険料を滞納していないこと。</p> <p>⑤健康保険の被扶養者となっていないこと。</p> <p>⑥世帯の前年の収入が120万円(世帯員が1人増えるごとに35万円を加算)以下であること。</p> <p>2. 減免額</p> <p>第2段階の保険料年額へ減額</p>

- ・保険料の全額免除はありますか。 (○)ない ()ある
- ・資産保有による制限はありますか。 ()ない (○)ある
- ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ない ()ある
- ・申請は必要ですか。 (○)必要 ()不要

3) 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	147 件	4 件
保険料減免の金額実績	649,523 円	12,205 円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1) 収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ()ない

2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

<p>1. 対象者要件</p> <p>次の①から③までの要件のいずれかに該当する方で、減免の申請をした日の属する年における合計所得金額世帯合算額の見積額とその前年における合計所得金額世帯合算額に対する割合が10分の5未満の方、かつ減免の申請をした日の属する年の前年(1月から3月の場合は前々年)における合計所得金額世帯合算額が300万円以下の方</p> <p>①主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>②主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等</p>

により著しく減少したとき。
 ③主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
 2. 減免内容(金額・割合)
 減免の申請をした日以後6月以内に到来する普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料のうち、徴収猶予又は減免の申請をした日が属する年度中の普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払が行われる日に係る保険料の10分の5に相当する額

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	3 件	0 件
保険料減免の金額実績	59,195 円	0 円

4)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	251 件	272 件
保険料減免の金額実績	2,302,759 円	14,735,592 円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について【広域連合】

質問項目		2019年度	2020年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	3,594	3,411
	保険料滞納者延べ件数	(調定件数) 20,919	(調定件数) 22,044
保険給付の制限	償還払い人数	49	46
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	69	75
財産差押え	差押え実人数	0	0
	差押え件数合計	0	0

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。【広域連合】

①利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ある → 実施年月()年()月 (○)ない

②市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2021年4月1日現在)

1)減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

--

2)訪問介護利用料の助成割合 ()

3)居宅サービス利用料の助成割合 ()

4)施設サービス利用料の助成割合 ()

5)利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
利用料減免件数	件	件
利用料減免の金額実績	円	円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。【広域連合】

①特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(265)人(2019年6月現在)

②要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

(○)把握している → 入所者数(173)人 待機者数(39)人 (2019年6月現在)

()把握していない

(6) 施設サービス基盤整備【広域連合】

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。

	第7期	第8期

	計画		実績		計画	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	29 (1)	2,512 (100)	29 (1)	2,512 (100)	29 (0)	2,512 (0)
介護老人保健施設	18 (0)	1,638 (0)	17 (0)	1,620 (0)	17 (0)	1,620 (0)
認知症グループホーム	68 (3)	1,206 (54)	69 (2)	1,233 (36)	74 (5)	1,323 (90)
特定施設入居者生活介護事業所	13 (0)	630 (0)	13 (0)	630 (0)	13 (0)	630 (0)

※特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護事業所については、地域密着型施設を除く。

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2021年3月末現在)

	施設数	定員	入居者数
サービス付き高齢者住宅	2	65	65
住宅型有料老人ホーム	2	37	31

※サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームは介護保険外施設であるため、新城市内の状況で回答。

(7) 介護施設の夜勤形態について【高齢者支援課】

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	4	1	2	0	1
介護老人保健施設	2	2	0	0	0
グループホーム	8	4	3	0	1
小規模多機能	2	1	0	0	1
看護小規模多機能	0	0	0	0	0
短期入所	6	4	1	0	1

②上記施設の内、夜勤配置人員が1名になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フロア・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	0
グループホーム	2	0	0	0
小規模多機能	1	0	0	1
看護小規模多機能	0	0	0	0
短期入所	2	0	0	0

(8) 総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(857)人【広域連合】

②総合事業の事業所数・利用人数【広域連合】(高齢者支援課)

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2021年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2020年	2021年	2020年度	2021年度
現行の訪問介護相当の訪問介護	101	104	1,597	1,594
生活支援型訪問A(緩和した基準)	26	25	117	111
現行の通所介護相当の通所介護	240	243	3,544	3,551
通所型サービスA(緩和した基準)	34	34	278	308
通所型サービスC(短期集中予防)	1	1	67	41

※通所型サービスC(短期集中予防)は新城市のみの実績。

③総合事業における通所サービスについて、利用期間制限のあるものはありますか。(高齢者支援課)

(○)ある ()ない その他()

→ある場合

1)そのサービスの名称:(短期集中通所サービス)

2)制限期間の数字をご記入ください。

・(MAX 24回か6ヶ月間) 週間 で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続、()週間で終了

(9)住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度 (該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

【広域連合】

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2020年度実績
住宅改修	○				件
福祉用具	○				件
高額介護サービス	○				件

(10)介護保険事業計画策定委員会**【広域連合】**

①計画策定委員会の公開 (○)公開している ()公開していない

②計画策定委員会の公募枠

第8期計画策定委員会(実績) ()ない (○)ある → (1)人

第9期計画策定委員会(予定) ()ない (○)ある → ()人 (○)未定

(11)高齢者福祉施策(高齢者支援課)(福祉課)(行政課)(公共交通対策室)

①高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 シルバー人材センター
安否確認・見守り	有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 ボランティア団体
日常生活支援	有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 シルバー人材センター
買い物支援	有・無	()自治体 (○)新総合事業 ()その他事業
		担い手 シルバー人材センター

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業を記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

②高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中	
	地域巡回バスの名称		
	利用料		
	その他特記事項		
	2020年度の運行実績		
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2020年度の助成実績
	高齢者	80歳以上の独居、70歳以上のみ世帯の80歳以上で自家用車を所有していないか運転免許を保有していない者 1乗車700円の助成券1回使用、年24枚まで使用可能	(411)人
障害者	身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者手帳1～2級の方。 ※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く。 年間 24 回分の助成券を交付。1 乗車につき 1 回、700 円を助成。(ただし、週1回以上人工透析を受けている方は、年間 48 回分の助成券を交	(134)人	

	要介護認定者	付) 自力歩行が困難な要介護4, 5の方、ストレッチャーや車椅子を使用し外出している方 1乗車1, 250円の助成券1回使用、年24枚まで使用可能	(11)人
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	(○)実施している ()していない ()検討中 内容 返納者に対し1回限り、市内コミュニティバス回数券又は名古屋行き高速バス回数券、タクシー料金助成券(3,000円分)を交付		

③ 高齢者向けの健康体操・脳トレ健康体操などの事業主体とその内容についてご記入ください。

事業名	事業主体	事業内容	補助金の有無と金額

④ サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
認知症カフェ	地域住民、グループホーム等	認知症の方やその家族、地域の方が集う場の提供	有(社会福祉協議会含む)
高齢者生きがい活動支援事業	地区住民	定期的に集える場の開催	有 開催回数、時間、参加人数で補助額設定

⑤ 加齢性難聴者への補聴器助成がある場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

事業名	対象者	助成額	2020年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(12) 介護認定者の障害者控除の認定について(高齢者支援課)

① 認定書の発行枚数実績は → 2019年度(49)枚、2020年度(69)枚

② 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

() 申請書を送付している → 2019年度()件、2020年度()件

() 認定書を送付している → 2019年度()件、2020年度()件

(○) 自動的に送付していない

③ 認定書の発行の要件(複数回答可)

() 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

() 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

(○) 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

() 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

() その他、次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(保健医療課)電話(0536-23-7625)FAX(0536-23-7699)

メールアドレス(hokeniryoushi@city.shinshiro.lg.jp)

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について(保険医療課)

	区分	定義	2020年度	2021年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (7.8)%	× (7.8)%
	資産割	固定資産税額	× (—)%	× (—)%
	均等割	加入者1人につき	35,200円	35,200円
	平等割	1世帯につき	26,500円	26,500円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			87,041円	87,082円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			予算 0円	予算 0円
※2020年は予算・決算、2021年は予算			決算 0円	

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない
 ※2021年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。(保険医療課)

①市町村独自の低所得者減免

- 1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く
 (○)ある ()ない
 2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

①均等割・平等割の 7 割を軽減
 世帯主と被保険者の合計所得が 43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1)
 ②均等割・平等割の 5 割を軽減
 世帯主と被保険者の合計所得が 43 万円+(28.5 万円×被保険者数)
 +10 万円×(給与所得者等の数-1)
 ③均等割・平等割の 2 割を軽減
 世帯主と被保険者の合計所得が 43 万円+(52 万円×被保険者数)
 +10 万円×(給与所得者等の数-1)
 注1)擬制世帯主(国保でない世帯主)の所得も含みます。
 注2)後期高齢者医療制度に移行した方の所得、人数等も含みます。(8 年間)
 注3)65 歳以上の方は年金所得から 15 万円を控除した所得で判定します。
 注4)擬制世帯主や後期移行者の所得等は軽減判定にのみ含め、所得割・均等割の金額には含めません。(国保加入者だけです。)
 低所得者減免制度
 ア、上記①②③該当世帯
 均等割・平等割の軽減後の納付額の 10 パーセントを減免
 イ、均等割・平等割のみ課税される世帯
 納付額の 10 パーセントを減免

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	3,193 件	3,820 件
保険料減免の金額実績	127,077,151 円	139,845,913 円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○)ある ()ない
 ※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

- 1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。
 (○)ある ()ない
 2) ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

○新城市国民健康保険税条例施行規則第7条 1 項の表第5号
 納税義務者の前年中総所得金額等が 200 万円以下の場合で、失業(退職を含む。)、休業、廃業等の理由により当該世帯の当該年における総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額の 2 分の 1 以下に減少すると認められ、当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合で
 前年中の総所得金額等が 100 万円以下の場合・・・所得割額の全額
 前年中の総所得金額等が 100 万円を超える場合・・・所得割額の 2 分の 1 に相当する額
 ○新城市国民健康保険税条例第 28 条の 2
 平成 22 年 4 月から、倒産・解雇等で職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で国民健康保険に加入できるよう設けられた制度で、手続きにより国民健康保険税が軽減されます。(平成 22 年 4 年 1 日施行)

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	10 件	56 件
保険料減免の金額実績	945,906 円	1,675,200 円

③コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

1) 減免基準(2021年度)

(○)国基準と同じ ()国基準を拡大→拡大内容()

2)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年2月～3月	2020年度
保険料減免件数	21 件	26 件
保険料減免の金額実績	712, 200 円	4, 140, 100 円

④子どもの均等割などの減免

1)子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2)ある場合、2021年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2019年度	2020年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3)コロナ関係の傷病手当金の適用実績(保険医療課)

質問項目	2019年度	2020年度
申請件数	0 件	0 件
決定件数	0 件	0 件
金額実績	0 円	0 円

(4)国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

(保険医療課)

質問項目	2020年6月1日	2021年6月1日
被保険者数	10,075	9,816
世帯数	6,333	6,261
滞納世帯数	632	610
資格証明書交付世帯数	0	0
短期保険証交付世帯数	106	76
留め置き世帯数(※1)	20	15
未交付・未更新世帯数(※2)	0	0

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5)資格証明書 ※2021年6月1日現在でご記入ください。(保険医療課)

①資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ()国の基準どおり実施している
- ()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
- ()高校生世代以下の子どもがいる世帯
- ()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
- ()病弱者のいる世帯
- ()次の場合は、交付対象から除外している

--

②資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

--

(6)短期保険証 ※2021年6月1日現在でご記入ください。(保険医療課)

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内(28)人 ・2カ月(1)人 ・3カ月(18)人 ・4カ月()人
 ・5カ月()人 ・6カ月(29)人 ・1年()人 ・その他()

②短期保険証発行の基準をご記入ください。

滞納金額が 30 万円超に達した世帯

(7) 保険料(税)滞納者への差押え等(税務課債権管理室)

①差押えの基準をご記入ください。

納税資力があるにも関わらず、再三の催告にも応じない者、納税誓約不履行者、納税意識の希薄な者

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2019年度	2020年度	
予告通知書の発行		117	159	
差押え	差押え世帯数	10	8	
	差押え件数合計	11	8	
	件数 内訳	不動産	0	0
		預貯金	1	2
		生命保険(内学資保険)	0	0
その他		10	6	
競売による現金化		0	0	
徴収の猶予	申請件数	0	40	
	許可件数	0	40	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	33	13	
	件数 内訳	無資力	0	0
		生活保護	0	0
		生活困窮	0	0
		所在不明	33	13
その他	0	0		

(8) 一部負担減免制度(保険医療課)

①一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

※2021年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

②相談・申請・適用の実績

質問項目	2019年度	2020年度
一部負担金の相談件数	0 件	0 件
一部負担金の申請件数	0 件	0 件
一部負担金減免の延べ件数	0 件	0 件
一部負担金減免の金額実績	0 円	0 円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化(保険医療課)

①70～74歳()簡素化済み(年 月受診分から実施) (○)検討中 ()予定ない

②70歳未満()簡素化済み(年 月受診分から実施) (○)検討中 ()予定ない

(10) 国保運営協議会(保険医療課)

①運営協議会の公開 (○)公開していない ()公開している

②運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

3. 税の滞納について 担当課(税務課債権管理室)電話(0536-23-7679)FAX(0536-23-7047)

メールアドレス(saiken@city.shinshiro.lg.jp)

(1)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

(税務課債権管理室)

質問項目		2019年度	2020年度	
徴収の猶予	申請件数	0	40	
	許可件数	0	40	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	33	13	
	件数内訳	無資力	0	0
		生活保護	0	0
		生活困窮	0	0
所在不明		33	13	

4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0536-23-7624)FAX(0536-23-7699)

メールアドレス(fukushi@city.shinshiro.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年4月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について(福祉課)

質問項目	2019年度	2020年度
相談件数	32件	62件
申請件数	27件	34件
そのうち保護開始件数	26件	31件

(2) 受給世帯数と人数(福祉課)

質問項目	2020年4月分	2021年4月分
受給世帯数	120世帯	124世帯
うち、外国人世帯数	2世帯	4世帯
受給人数	152人	163人
うち、外国人人数	5人	8人

(3) 扶養照会について(福祉課)

質問項目	2019年度	2020年度
扶養照会した世帯数	46世帯	110世帯
そのうち、援助が受けられるようになった世帯数	6世帯	12世帯

(4) 世帯類型別被保護実世帯数(2021年4月分)(福祉課)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	124	62	8	18	12	24
構成比	100%	50%	7%	14%	10%	19%

(5) 車の保有(2020年度)(福祉課)

2020年度 保有世帯数	3世帯
--------------	-----

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	0世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	2世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	0世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	0世帯
その他(事業用)	1世帯

(6) エアコン設置状況(福祉課)

	2018年度	2019年度	2020年度
申請件数	0件	1件	4件
給付件数	0件	1件	4件

給付金額	0円	52,800円	200,640円
------	----	---------	----------

※以下は市のみお答えください

(7)生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について(福祉課)

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2020年4月現在	3人	1年 0カ月	0人	40世帯	50人
2021年4月現在	3人	1年 0カ月	0人	41世帯	54人

5. 福祉医療など 担当課(保険医療課)電話(0536-23-7625)FAX(0536-23-7699)

メールアドレス(hokeniryou@city.shinshiro.lg.jp)

(1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2020年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。(保険医療課)

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度		○	
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度			

(2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(保険医療課)

(実施年月日)令和2年4月1日 (改定内容)高校生世代の保険診療に係る入院医療費自己負担分を助成

6. 子育て支援策 担当課(こども未来課)電話(0536-23-7622)FAX(0536-23-7999)

メールアドレス(kodomo@city.shinshiro.lg.jp)

(1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画について(こども未来課)

①貧困対策計画の有無について (○)ある(平成29年3月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について (○)実施(平成18年4月実施) ()未実施

2020年度実績 (0)件 給付額(0)円

2021年度予算 (1)件 給付額(60,000)円

③日常生活支援事業について ()実施(年 月実施) (○)未実施

2020年度実績 ()件 給付額()円

2021年度予算 ()件 給付額()円

④教育・学習支援について (○)実施(平成27年 4月実施) ()未実施

2020年度実績 (1)カ所(14)人 実施時期(令和2年4月～令和3年3月)

2021年度予算 (1)カ所(20)人 実施時期(令和3年4月～令和4年3月)

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施

2020年度実績 ()カ所()人、2021年度予算 ()カ所()人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 (○)実施(平成30年7月実施) ()未実施

2020年度実績 (1)カ所(延66)人、2021年度予算 (3)カ所()人
 支援方法(子ども食堂を開設し、運営に取り組む団体に対し、その経費の一部を補助する。)

(2) 就学援助(教育総務課)

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

① 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2020年度	2021年度
受給者数	348 人	329 人
受給割合	10.7%	10.3%
支給額	19,741,219 円	31,047,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2021年度の支給額は見込額をご記入ください。

② 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.3)倍・金額(-)円

③ 申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (O)窓口と学校のどちらも可

④ 就学援助の項目について

- (O)学用品費 ()体育実技用具費 (O)入学準備金 (O)通学用品費 ()通学費
 (O)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (O)給食費
 (O)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (O)校外活動費(宿泊を伴うもの)
 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費
 ()その他()

⑤ 日本スポーツ振興センター掛け金について

- (O)就学援助の対象としている
 ()すべての児童の掛け金を公費助成している
 ()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3) 給食費の補助・減免について (就学援助家庭への減免は除きます)

① 学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(教育総務課)

(例:半額補助、第2子以降無料など)

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 (O)行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

--

② 保育施設等の給食費に国の基準を上回って市町村独自の補助・減免を行っていますか。

(子ども未来課)

(O)徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

保育施設等の給食費は、保育料(無償化)に含まれているため、保護者負担はありません。

(4) 保育について (子ども未来課)

① 保育施設の数について (2021年4月1日現在)

保育施設の種類		施設数
認可保育所 ※保育所型認定こども園・ へき地保育所を含む	公立	15
	私立	
認定こども園	幼保連携型	
	幼稚園型	
	保育所型(認可保育所と重複)	15
	地方裁量型	
地域型保育事業	家庭的保育事業	
	小規模保育事業A型	2
	小規模保育事業B型	

(1)入所施設(2021年7月時点)(福祉課)

- ・入所施設設置数 (0)カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ()人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比()%
- ・()入所待機者数は把握していない

(2)グループホーム(2021年7月時点)(福祉課)

- ①グループホーム設置数(14)カ所 対前年比(100)%
- ②共同生活援助支給決定数 人 対前年比()%
- ③障害者グループホームの体制について
- 1)夜勤体制をとっているところ GH (5)カ所
 - 2)宿直体制をとっているところ GH (1)カ所
 - 3)夜間通報体制をとっているところ (8)カ所
 - 4)夜勤体制を複数でおこなっているところ (0)カ所
- ④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。
 ()ある → ある場合どんな補助ですか()
 (○)ない

(3)訪問系各サービスの支給状況(2021年7月時点)(福祉課)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	89	115	164	14
重度訪問介護	0	0	0	0

地域生活支援事業

移動支援	48	88	48	5
------	----	----	----	---

※最多支給時間は2021年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(4)短期入所について 2021年7月時点(福祉課)

- ・短期入所支給者数(13)人、昨年同月比(87)%、最多支給日数(30)日、平均支給日数(7)日
- 年間 180 日以上利用可(短期入所)とする支給者数(1)人

(5)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(福祉課)

- (○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時
- ()何らかの条件を設けている。
- ()要支援の該当者は、上乗せができない。
 - ()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
 - ()介護保険の要介護度が要介護5の者
 - ()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等
- ※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

(6)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数(福祉課)

2020年度支給者総数	2021年度支給予定者総数	前年度比(小数点1位まで)
0人	0人	0%

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康課)電話(0536-23-8551)FAX(0536-24-9008)

メールアドレス(hoken@city.shinshiro.lg.jp)

(1)次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。(健康課)

ワクチンの種類	対象	助成	自己負担	助成開始また

		額 (1回)	(1回)	は予定年月
おたふくかぜ		円	円	
带状疱疹		円	円	
子どものインフルエンザ		円	円	
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン(健康課)

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	予防接種法に定める者	6,500 円	2,000 円	H26.10～
高齢者用肺炎球菌(任意)		円	円	

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

() 実施している → () 1回目を助成していない人が対象 () 1回目を助成した人も対象
(○) 実施していない () 検討中

9. 健診事業 (健康課) 電話(0536-23-8551) FAX(0536-24-9008)

メールアドレス(hoken@city.shinshiro.lg.jp)

(1) 産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。(健康課)

助成回数 1回、H27.4.1～

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

(保険医療課)(高齢者支援課)(福祉課)(健康課)

※2020年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	①75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	年 月 日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
	⑦コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日
	③コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書	年 月 日

※2020年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。